

ほとんどの団体（7団体）が「今後も自市町村で建築行政を続けたい」と回答しており、これまで同様単独で建築行政を続けて行く意向を示しています。残りの2団体は、「今後は建築行政の一部の事務について、複数の市町村で共同して処理したい」と回答しています。共通する事務を複数の市町村で共同して処理することにより効率化を図りたいという意思の表われと見られますが、建築行政を行っている全団体の中ではまだまだ少数な考え方ようです。

(2) 建築行政を実施していない団体

建築行政を行っていない団体に対して、その理由について聞いた結果を図7に示しました。「新たに建築職の職員や事務職員を配置しなければならないから」が19団体と最多で、次いで「財政的に厳しいから」が12団体、

「建築行政は広域自治体である東京都が行うべきものだから」が10団体、「建築主事の採用及び継続雇用が難しそうだから」が9団体と続きます。人材面の問題や財政面の問題、東京都と市町村の役割分担などを理由に建築行政を行っていないことがわかりました。

次に、今後の意向について確認した結果が図8です。「行いたくない」が15団体と最も多く、次いで「その他」が11団体と続きます。その他のうちのいくつかを示すと、「現時点では、行う必要性を感じていない」、「検討の対象になっていない」、「喫緊の課題となっていない」（部分抜粋）など、団体によっては必要性・緊急性の観点から検討の遡上にも挙がっていないことがわかりました。

(3) 建築行政の実施団体と未実施団体の比較

未実施団体が、未実施の理由として挙げている項目のうち最も多いのが人材面の項目で、次が財政面の項目でした（図7参照）。

一方、実施団体においては、人材面では、4団体がデメリットとして（図4参照）、7団体⁹が課題として（図5参照）挙げています。また、財政面では3団体がデメリットとして（図4参照）、2団体が課題として（図5参照）挙げています。これは、例えば手数料収入だけでは運営することができないので不足分の財源の手当てなどが必要となる、といったことのようにです。

このように、人材面については、実施団体の多くで課題と考えており、未実施団体が懸念していることは的を得ていることがわかりました。

一方で、未実施団体が懸念している財政面については、実施団体ではそれほどデメリットや課題として認識していないことがわかりました。しかし、これについてはそもそもの自治体規模の相違という面もありますので、安直に建築行政を実施することに対して財政面が課題となることは少ないということは断言できません。

(4) 広域自治体である東京都の方針

これまでの、多摩・島しょ地域の建築行政について見てきましたが、ここで東京都について見てみましょう。東京都は、建築行政をつかさどるのは基礎自治体が望ましいと考えています。市であれば、15万人以上の人口規模の団体などには特定行政庁設置の働きかけを行っており、また、人口規模によらず受け入れが整う団体には順次移管していく意向があるそうです。いずれにしても、都と市町村とが協議を重ねて進めて行くこととなります。

建築行政の移管に際しては、市町村職員に建築行政の実務を理解してもらうために都が市町村職員を受け入れたり、都の技術職員を市町村へ派遣したりといった人材面のほか、財政面の補助を行うといった支援等を行っています。

また、建築行政を所管することに名乗りを挙げ

る町村があれば、要望に添えるように検討していきたいとのことでした。

なお、参考までに東京都全体の状況について確認してみます。日本全国では、冒頭でも触れたように1,742市区町村中404団体が特定行政庁になっています。すなわち、23.2%が特定行政庁になっている計算です。これを東京都62市区町村で見ると、32団体（51.6%）が特定行政庁になっていますから、全国平均の2倍以上の団体が建築行政を自市区町村で行っていることとなります。

3. 他地域の状況

それでは、東京都以外の地域ではどのような状況になっているのか見てみましょう。

隣接する埼玉県及び北海道では、町においても限定特定行政庁¹⁰となっているケースがあります。

また、これとは逆に、香川県の場合では、基礎自治体のうち特定行政庁になっているのは県庁所在地の高松市だけです。だからといって、県が高松市以外の基礎自治体に特定行政庁になるよう促すことはしておらず、中立的な立場で対応しているとのこと。すなわち、基礎自治体からの申し出があれば特定行政庁になるべく協議に応じていくこととなりますが、申し出がない限りは現状維持とのことでした。

なお、高松市の建築行政にかかる人員体制は表2のようになっています。表1と比較すると人員が、特に建築主事の人員が多くいるように感じられます。しかし、平成25年度は建築主事が3人になり、現状では足りない状況であるとのこと。

表2 高松市の建築行政に携わる人員

(単位：人)			
全職員数	建築職の職員数	建築主事	
		総数	管理職数
29	20	5	3

※平成24年4月1日現在

出典：高松市都市整備局建築指導課（2012）等より筆者作成

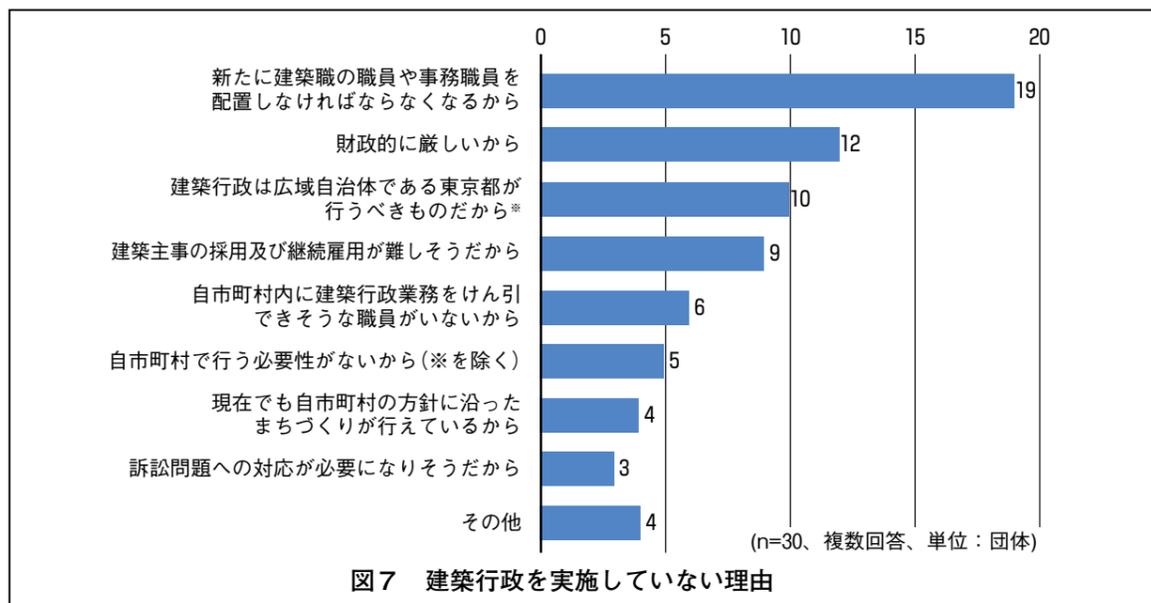


図7 建築行政を実施していない理由

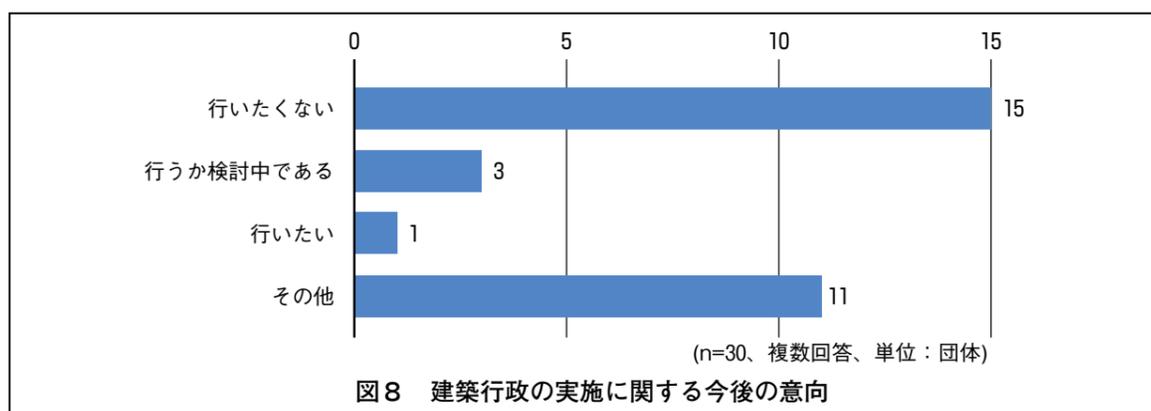


図8 建築行政の実施に関する今後の意向

⁹「建築主事の確保と処遇」の7団体と「建築職（建築主事を除く）の職員の新たな採用」の4団体とで、共通して選択している団体数と、どちらかを選択している団体数の合計値です。

¹⁰「木造住宅など小規模建築物の建築確認、完了検査など一部の業務についてのみを行う特定行政庁です。」